昭和37年3月27日 火曜日 鳥 取 県 公 報 布する。 **◇公安**告示 ◇告示 鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公 昭和三十七年三月二十七日 一部改正昭和三十五年四月鳥取県告示第百五十三号の家畜人工授精師の免許 要綱昭和三十六年度干害応急対策事業補助金交付鳥取県公報発行規則の一部改正 目 規 聴聞会の開催臨時教育委員会の招集 次 則

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可保週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

鳥取県規則第六号

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

鳥取県公報発行規則(昭和二十五年八月鳥取県規則第

五十三号)の一部を次のように改正する。 第二条中第九号を次のように改め、第十号を削り、

第

十一号を第十号とする。

九 雑報(前各号に掲げるものを除くほか、 があると認めたもの)

特に必要

第五条を次のように改める。

(配付)

本庁各部課

第五条

公報の配付先は、

次のとおりとする。

Ξ 県議会議員及び県議会事務局各課

県教育委員会事務局各課

Ħ.

県選挙管理委員会事務局

県人事委員会事務局

県公安委員会、 県警察本部各課及び警察学校

鳥取県知事

石

破

九八

県監査委員事務局

県地方労働委員会事務局

陸運事務所

電気局各課

境港管理組合

各市町村及び各市町村議会

(定義)

第3311号

2

十五

その他必要と認めた箇所

十四四 十三 +=

各都道府県及び各都道府県議会

第六条第三項中「一箇月百二十円」

を「一箇月二百五

十円」に改める。

第九条第二項を次のように改める。

める。

第十三条中「「登記済印」」

を \_

「登載済印」

\_\_\_

に改

この規則は、 昭和三十七年四月一 日から施行する。

附 則

示

鳥取県告示第百七十四号

次のように定める。 昭和三十六年度干害応急対策事業費補助金交付要綱を

昭和三十七年三月二十七日 鳥取県知事 石

朗

金交付要綱

昭和三十六年度干害応急対策事業費補助

\_

(趣旨)

を「前日に繰り上げる。

」に改める。

第十二条ただし書を次のように改める。

又は特に形式に注意が必要であるものについては、

長大なもの、複雑なもの及び諸表、

図面

0) 類 第十一条各号列記以外の部分中「前日に繰下げる。

前項の原稿は、正確明瞭に記載しなければならない。

第一条 び農業協同組合又は共同施行者が、干害応急対策事業 るものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付 に要した経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付す 知事は、市町村、 土地改良区、土地改良区連合及

1 -

管課において行う。 ・主

第二条 以下の日は、干天日とみなす。)が十五日以上又は一 定する者が、 この要綱において「補助事業」とは、前条に規 連続干天日数 (日雨量が五ミリメー

月間の日雨量強度が五ミリメートル以下の地域におい 水田及び畑地の干害に対し、昭和三十六年五月一

鳥取県公報

急対策事業をいう。 日から同年九月三十日までに応急的に実施した干害応

(補助率)

火曜日

第三条 補助事業及び補助率は、 別表のとおりとする。

第四条 計画書及び収支予算書は、 規則第五条第一号及び第二号の規定による事業 それぞれ様式第一号及び様

(添付書類)

昭和37年3月27日

式第二号のとおりとする。

(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。

第五条

規則第十八条の規定による実績報告書は、

様式

規則

要綱の定めるところによる。 「規則」という。)の規定に定めるもののほか、 ての 以下

トル

第七条

ればならない。

知事が別に定める。

(書類の経由)

第六条

補助金交付申請書及び実績報告書の提出

時期は

(書類の提出時期)

第三号のとおりとする。

副二通を作成し、 この要綱に基づいて知事に提出する書類は、 所轄地方農林振興局長を経由しなけ

īE.

この要綱は、 昭和三十六年度分の補助金に適用する。

(第3種郵便物) 認 可) 昭和37年3月27日 大曜日 鳥 取 県 公 報 第3311号 団地番号 粜 市町村、区、土港 合、農業協同組合 別記様式第1 別 # 5村、土地政良 ,土地政良区連 ш 辮 施 事業主体 簭 揋  $\mathbb{H}$ 仁 亨 存 此 滩 昭和36年度干害応急対策事業の内容及経費の配分 団地名 場合に、 1及び2に掲げる経費であつて、その団地に係る補助の対象なる干害応急対策事業の事業費の反当経費が、1.000円をこえ 2 場水機(場水機専用動力機を含む。)ボーリング機械(ボーリング機械専用動力機を含む。)及び電気釈査機並びにこれらの附属品の購入(今後の干水害に備えて引き続き管理する目的をもつて行なつた購入に限る。)及び賃借に必 水路の堀さく、井戸の堀さく、動力線の架設、送水管の設置、揚水機場の設置、その他用水確保のための工事に必要な経費(今後の干害に備えて引き続き利用できるものに限 要な経費 足 繿 70° 在 书 える部分の経費 費 型 Ш Н 0 藴 量業事 类 補助金 (叉は昭和36年度干害応急対策事業成績書) 樂 # 補助率市町村費 20 10 1団地ごとに5万円 以上 1 団地ごとに 1 及び 2 に掲げる経費がそ 万一 れぞれ5万円以上 補助対象事業の規模 四帯に その街 費 73 ഗ III)li 万円 実施期間 蕪 1に係るもの 4割2に係る もの2割5分 4 4 型 艗

쨀

쌜

採

\*

100

烟

\*

### 別記様式第3号

第1表 昭和36年度干害応急対策事業成績書 本表は別記様式第1号による。

第2表 機械購入調書

団地 番号 団地名 体番号	名 称 (品目)	形式 寸法 規格	製 作 年月日	数量	単価	価格	検 収 (取得 <b>)</b> 年月日
				-	円	円	

## 第3表 工事雜費調書

科	目	数	量	· 単	価	金	額	摘	要
					円		円		
								- <b>v</b>	

# 第4表 事務雜費調書

本表は第3表の様式による。

### 第5表 取得財產調書

- 1 本表は第2表の様式による。
- 2 本調書には、機械器具費以外で購入した、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和36年政令第225号)第13条第1号から第3号までの財産及び次に掲げるものを記載すること。
  - ィ 揚水機及び原動機
  - ロ ボーリング機械及び原動機
  - ハ 電気探査機

1

1

- その他の機械及び器具でその購入単価が5万円をこえるもの

議題

火曜日 鳥取県公報 火曜日 鳥取県公報 第3311号 昭和37年3月27日 第3311号 昭和37年3月27日  $\equiv$ 鳥取県公安委員会告示第九号 の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。 古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第二十五条 2 1 聴聞の期日 聴聞の場所 昭和三十七年四月四日 元住所 鳥取市西町 関係者の本籍住所及び氏名 昭和三十七年三月二十七日 その他 公立学校教職員人事について 鳥取県公安委員会委員長 公安委員会告示 米子市角盤町二丁目一二九 米子市錦町一丁目一四九 取県警察本部 午前十時から 尾 堀 妄 +: 成 文 の方は、 示等が登載されます。 郵送料を含む。)を添えて三月三十一日までに当課あて 行なつていますので是非御購読してください。購読希望 そのよい資料でありますから、 県民にとつて必要不可欠なことであり、 福祉、権利、自由に直接間接関係のある条例、 購読者を募集します。 お申込みください。 鳥取県では、昭和三十七年度の「鳥取県公報」の有償 鳥取県公報の購読者募集につい 裏面申込書に購読料金(一部一月二百五十円、 広 県政を理解することは、われわれ 鳥取県公報には、 鳥取県総務部総務課 告 県では実費で有償配付を 7 19 鳥取県公報は、 われわれ県民の 規則、 告

# 鳥 取県公報購読 申 込 書

昭 和

年

部

12

V

の

で

購

読

料

金

円

月 か

購 読

5 昭 和

年

月 ま

で 鳥 取

県

を 公 報 添 昭 和三 ż を

て

申

込

Z;

ま

す。

+ 七年

月

日

住 所

名

(団体の場合は、

団体名及び代表者氏名印)

殿

鳥取県知事

印発 (刷 行) 定

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発

行

日

火

金

**卿** 

一所 県